



令和8年度東川町産業振興支援事業（起業化）補助金

【東川町産業振興支援事業（起業化）補助金とは】

東川町内において新たに起業又は新規分野の事業を行う際、一定の基準の満たした場合に、対象経費の一部を助成しています。

【条件】

- (1) 東川町内で起業しようとする者又は起業してから1年以内の事業者であること
※継承の場合除く
- (2) 東川町商工会に加入している事業者であること
※補助事業完了日から5年間は退会してはならない
- (3) 東川町商工会から創業計画の認定を受けている事業者であること
- (4) 建築を行う場合、美しい東川の風景を守り育てる条例（平成14年東川町条例第1号）および各種法律に適合している店舗で事業活動を行うこと。
- (5) 納税の滞納がないこと
- (6) 5年間の事業継続
※本事業を活用された場合、5年間の事業継続および補助対象事業で取得した又は増加した資産、設備の売却・譲渡・交換又は担保にしてはならない。
※途中で事業を終わらせる場合は、残りの年数から算出した補助金の返還を命ずる場合がある。
- (7) その他、必要な各種届出等が行われていること
※業種や用途に応じて異なる
※事業計画認定期間中、毎年度個人事業の場合は確定申告書の写し、法人事業の場合は法人住民税納税証明書の写し他、必要書類の提出が必要
※下水道区域外において事業活動を行う場合は、合併処理浄化槽の設置が必要
- (8) 条件に反する事案が発生した場合は、令和8年度東川町産業振興支援事業（起業化）補助金要綱第16条に基づき補助金返還の対象となる

【申請の流れ】※詳しくは「東川町産業振興支援事業（起業化）補助金申請の流れ」をご覧ください。

- ①東川町役場 経済振興課の担当者から補助金についての説明を受ける
 - ②東川町商工会にて創業計画の認定を受ける（認定・否認）
 - ③（起業化）支援申込書の提出（採択・不採択）
 - ④認定申請書の提出（採択・不採択）
 - ⑤補助金交付申請書の提出
 - ⑥実績報告書の提出
 - ⑦担当者の現地確認
 - ⑧補助金のお支払い
- ※補助金の支払いは役場の支払日（月2回）に則り、お支払いいたします。

【補助金額】

補助対象経費の1/3以内で上限100万円の補助

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税の額を除く。

【補助対象経費】

科目	対象	対象外
土地、家屋の取得費	事業に要する土地、家屋の取得費用(家屋の取得については、各種建築基準法等の遵守していること。中古物件の場合は一部例外あり。中古物件を改修する場合は、各種法令、条例等を遵守していること。)	・事業に要しない土地、家屋の取得費用(住宅兼店舗の場合は別途ご相談ください。)
改修費	事業に要する家屋の改修費用	・事業に要しない家屋の改修費用(例 住宅部分や共用部分など)
機械設備	事業で使用する機械 動力を使い、複数の部品が連動するもの(例 発電機、工作機械など)	(例 自動車は対象外、キッチンカーやトラクターなど一部対象となる場合があります。)
装置	事業で使用する装置 機械や機器の組み合わせ (例 エアコン、換気システムなど)	事業で使用しない装置
機器	事業で使用する機器 小型で電子機器や精密機器	事業で使用しない機器 (例 スマートフォン、スマートウォッチなど汎用性のあるもの)
器具	事業で使用する器具 手動で使用する道具や簡易な機械 (例 工具類など)	事業で使用しない器具
店舗用備品の購入費	事業で使用する備品 事務・施設で使われる消耗しにくい道具や家具類かつ国税庁資料に基づく主な減価償却資産の耐用年数表における1個の値段が1万円以上のもの (例 事務机、事務椅子、看板など)	国税庁資料に基づく主な減価償却資産の耐用年数表から1個の値段が1万円以下のものおよび消耗品に該当するもの (例 事務用品、日用品など)

※賃貸店舗等を改修の場合は所有者との協議が必要です。

※地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産の取得、減価償却が可能なものの

※固定資産の取得について、汎用性があり当該事業用としての目的のみに必要なものと特定できない場合は、対象外となります。

※投資規模によって、東川町産業振興支援事業(立地・増設・緑化)補助金を受けられる場合があります。

【申請時必要書類】

①役場書式	起業化支援申込書、同意書、個人情報開示関係
②その他	操業計画認定書（商工会書式）、税務署開業届（個人事業）、登記簿謄本（法人事業）、図面（平面図、立面図、着色図面など）、事業場位置図（地図）

※役場書式は、Wordファイルでお渡し可能です。必要な方はお申し付けください。

【注意事項】

- 本補助金の申請をご希望の方は、着工前の段階で早めの相談をお願いいたします。
- 詳しくは、令和8年度東川町産業振興支援事業（起業化）補助金要綱をご確認ください。
(担当：経済振興課 産業振興室)
- 新築及び屋根、外壁などの改修を伴う場合は、美しい東川の風景を守り育てる条例に合致している必要があります。必ず事前に担当職員にご相談ください。
(担当：都市建設課)
- 東川町の公共下水道区域外で事業を行う際は、家庭用の合併浄化槽では排水基準を超える可能性があるため、事前に担当者にご相談ください。
合併浄化槽の設置には助成制度があります。※区域は下記図面参照
- 公共下水道区域において事業を行う場合であっても、使用する水量の変化により下水道料金が増える場合がございます。必ず担当者にご相談ください。
(担当：税務住民課 住民室)



ご不明点は、担当窓口まで遠慮なくお問い合わせください。



担当窓口

写真文化首都「写真の町」東川町
経済振興課 産業振興室
電話 0166-82-2111